

# 暮らしを支える国民年金

生涯続く  
終身保障です



国民年金は、やがて訪れる長い老後の収入を維持する大切なものです。現役世代の納める保険料が高齢者世代を支え、その現役で働いている人たちが高齢者になったときには、次の世代の人たちの納める保険料が支えてくれるという、世代間扶養のしくみです。この制度は国が責任を持って運営しているため、安心して生涯にわたり年金を受けることができます。

## 3つの年金で安心を

国民年金は老後の生活を保障する老齢基礎年金だけではなく、病気やけが、事故などで障害が残ってしまったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金などがあります。

これらの年金を受けるには、保険料をきちんと納めていることが必要です。安心した生活を送るため、世代間で扶養する年金の制度をよく理解し、みんなを支え合ってください。

### 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と、免除を受けた期間

などを合わせて二十五年以上ある人が受給対象です。これを満たす人が、六十五歳になったときに原則として支給されます。

本人の希望によって、六十歳以上六十五歳未満の間に年金を受け取ること（繰り上げ支給）もできますが、この場合には、年齢や誕生月に応じて、年金額が減額されます。ただし、繰り上げ請求をした後、本人が六十五歳前に障害者や寡婦となったときには、障害基礎年金や寡婦年金が支給されない場合もあります。ご注意ください。

また、六十六歳以降からの年金受け取り（繰り下げ支給）を希望する場合には、年金額が増額されます。

### 老齢基礎年金の計算式

804,200円

$$\times \frac{\text{納付月数} + \left( \frac{\text{全額免除月数}}{\text{月}} \times \frac{1}{3} \right) + \left( \frac{\text{半額免除月数}}{\text{月}} \times \frac{2}{3} \right)}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

希望する場合には、年金額が増額されます。

なお、繰り上げ支給や繰り下げ支給によって、減額・増額された支給率は生涯変わりません。

### 老齢基礎年金の年金額

資格期間・加入可能年数の早見表		受給資格期間	加入可能年数		
生	年	月	日		
大正15年	4月	2日	～昭和2年4月1日	21年	25年
昭和2年	4月	2日	～昭和3年4月1日	22年	26年
昭和3年	4月	2日	～昭和4年4月1日	23年	27年
昭和4年	4月	2日	～昭和5年4月1日	24年	28年
昭和5年	4月	2日	～昭和6年4月1日	25年	29年
昭和6年	4月	2日	～昭和7年4月1日		30年
昭和7年	4月	2日	～昭和8年4月1日		31年
昭和8年	4月	2日	～昭和9年4月1日		32年
昭和9年	4月	2日	～昭和10年4月1日		33年
昭和10年	4月	2日	～昭和11年4月1日		34年
昭和11年	4月	2日	～昭和12年4月1日		35年
昭和12年	4月	2日	～昭和13年4月1日		36年
昭和13年	4月	2日	～昭和14年4月1日		37年
昭和14年	4月	2日	～昭和15年4月1日		38年
昭和15年	4月	2日	～昭和16年4月1日		39年
昭和16年	4月	2日	以後	40年	

受給資格期間とは、老齢基礎年金を受けるために最低必要な期間のことです。

二十歳から六十歳になるまでの四十年間（加入可能年数）に、すべての保険料を納めた場合の年金額は八十万四千二百円です。また、保険料を納めた期間が四十年に満たない場合には、その期間に応じて上表の計算式によって算出した額が年金額となります。ただし、昭和十六年四月一日

以前に生まれた人は、右表のとおり、それぞれの生年月日別に定められた加入可能年数に心した保険料を納付した場合に、満額の年金を受け取ることができます。